

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 7 月 23 日現在

機関番号：42652

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730671

研究課題名(和文) 教育改革期における幼稚園教員の再教育に関する考察 認定講習会とIFELを中心に

研究課題名(英文) A Study of On-the-Job Training for Kindergarten Teachers during the Education Reform Period

研究代表者

大岡 紀理子(OOKA, KIRIKO)

東京立正短期大学・その他部局等・講師

研究者番号：40580709

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 700,000円、(間接経費) 210,000円

研究成果の概要(和文)：戦後における日本の教員養成は、教員に対して新制度下の学校教育に適合した能力をどのように備えさせるかが大きな課題であった。このため、教員の再教育が必要とされた。文部省は、1948年から新制度への理解や教員としての心構えを持たせるため、再教育の一つとして指導者の育成をはじめた。一般にIFELと呼ばれたこの講習会は、各専門分野における指導者の育成を目的とし、新制度の運用上重要な地位にある人々を受講させた特色のある講習会であったことが明らかとなった。一方、認定講習会はその多くが免許法に則った講義中心であり、多くの教員を輩出したという会であったことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：With regard to teacher training in Japan during the postwar period, a major issue was the method of ensuring that teachers had the skills necessary for school education under the new educational system. As a measure to achieve this, on-the-job training was required. From 1948 onward, the Ministry of Education began leader training as part of on-the-job training in order to ensure the new system would be understood and to make sure that teachers had an appropriate mental attitude. The course, generally called "IFEL", was training for people who had important positions in the new system, and its objective was to train leaders in all specialist areas. On the other hand, it was cleared that the Courses of Lectures for Qualifying Teacher was mainly taking lectures based on Teachers License Act and the courses produced a lot of teachers.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：幼稚園教員 再教育

1. 研究開始当初の背景

(1) 1947(昭和22)年の学校教育法により幼稚園は学校教育体系の一環に位置づけられた。学校教育法施行当時、幼稚園教員の資格は「幼稚園教諭仮免許状」と称され、免許法制度が整っていない状況であった。そのため、当分の間は旧制度のまま据え置かれた。このような免許状所有者に対して正規の幼稚園教員の資格を与えるために、教員に対し新学制の学校教育に適合した能力をどのように備えさせるかが大きな課題であった。

そのため本研究では、戦後教育改革期の幼稚園教員に対する再教育に注目し、幼稚園教員養成の進展過程とその内実を実態面から考察する必要があった。そして、この研究を通して戦後の幼稚園教員に求められていた幼稚園教員像や幼稚園像を明らかにすべきと考えた。

(2) 戦後は1949(昭和24)年に「教育職員免許法」が公布され、教員養成が行われることとなった。「教育職員免許法」では、教員の基礎資格は新制大学の学士号をもつことを原則としたが、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者には、小・中学校の2級普通免許状を授与することが規定された。この2年課程も教育刷新委員会の論議の中で教員需給の点から着想されたものであった。その背景としては、1948(昭和23)年9月の大学設置委員会の「教員養成を主とする学芸大学基準」で「学芸大学には教員需給の関係を考慮し、2年以上の教員養成課程を置くことが出来る。この課程を修了したもので、後に残余の課程を修めようとする者のためには便宜な措置が講ぜられなければならない」ものとされ、これを受けて2年課程が置かれたのである。この2年課程は、新制大学発足時から1962(昭和37)年度まで存続した。すなわち、このような措置が取られる程、教員不足が深刻であったことがわかる。そうした状況の下、義務教育ではない幼稚園の教員養成がどのように行われたのか究明するべきと考えた。

(3) 1947(昭和22)年「学校教育法」、1949(昭和24)年「教育職員免許法」が制定され、幼稚園の在り方、幼稚園教員の在り方が大きく変化した。そのため、当時の幼稚園教員の再教育に注目し、この時期の免許状取得の方法と其实態を明らかにするべきと考えた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的としては、戦後教育改革期に確立した幼稚園について主に幼稚園教員養成の視点からアプローチし、その進展過程を実態面から明らかにし、歴史的特質を究明しようとしたものである。

(2) 1947(昭和22)年6月、文部省は「学校教育法施行規則」によって従来の幼稚園教員のもつ「保姆免許状」はみな「幼稚園教諭仮免許状」と改称した。このことは、新しい教育の担い手として必要な基本的事項について基礎的な教育を施し、自己研修の素地を与える再教育を行った上で、正規の幼稚園教員の資格を与えることが必要であったためである。そこで文部省は1947(昭和22)年6月、「小学校、新制中学校、新制高等学校及び幼稚園教員認定講習会実施基準に関する件」を事務次官名で通達し、この認定講習会修了証が新しく制定される免許法施行の際に、資格授与条件として有効となることとした。この認定講習会を分析するものである。

(3) 1949(昭和24)年に「教育職員免許法」が制定され、教員の免許状取得のための現職教育の方法として、大学に入学して単位を修得する方法のほか、大学の聴講生としての方法、公開講座による方法、大学または都道府県教育委員会および知事の実施する免許法認定講習会による方法などが規定化された。従って1949(昭和24)年以降は、「免許法認定講習会」が法的に制度化され、上級資格取得のための単位修得の方法・内容も定められた。その結果、認定講習会は各種の現職教育の中でもとくに大きな比重をもつこととなった。そのため、これら講習等の方法やその実態を明らかにするものである。

3. 研究の方法

(1) 文部省の幼稚園教員養成に関する政策関係文書の収集。また、認定講習会の実態調査のため、主に雑誌等に掲載されている認定講習会の広告、実践報告、評価等の記事を分析。

(2) 認定講習会等を受講した者の追跡調査と資料の調査・収集。さらには、認定講習会等の講義内容を分析。

(3) 戦後の日本の幼稚園教員養成に関わった人物を中心にその人物の論文や著書等の分析。

4. 研究成果

(1) 収集資料としてヘレン・ヘファナンの論文、著作がある。ヘファナンは、カリフォルニア州教育局初等教育課長を経て、敗戦直後に来日し、保育理念や保育内容・方法等、幼稚園教育の基盤となる『保育要領』の作成に関わっている。そのため、ヘファナンの資料を収集できたことは再教育の理念を探る上で大きな成果であったと考える。

(2) ヴァーナー・エー・カーレーは、スタンフォード大学の助教授で1936(昭和11)

年から 1941 (昭和 16) 年まで教員教育の責任者の地位にあった人物である。そして 1950 (昭和 25) 年より GHQ/CIE 主導で行われた教育指導者に対する再教育の総括責任者として教員養成制度の改革・免許法等に関わっている。その意味からも IFEL への大きな影響を与えたものである。戦後教育改革期に大きな影響を持っていた、カーレーについての資料収集及びカーレーの講義を受講した者の資料よりカーレーの保育観や教員養成観等の資料を収集することができた。

(3) 戦後における日本の教員養成は、教員に対して新制度下の学校教育に適合した能力をどのように備えさせるかが大きな課題であった。このため、教員の再教育が必要とされた。文部省は、1948 年から新制度への理解や教員としての心構えを持たせるため、再教育の一つとして指導者の育成をはじめた。一般に IFEL と呼ばれたこの講習は、各専門分野における指導者の育成を目的とし、新制度の運用上重要な地位にある人々を受講させた特色のある講習会であったことが明らかとなった。一方、認定講習会はその多くが免許法に則った講義中心であり、多くの教員を輩出したという会であったことが明らかとなった。

(4) 新制度のもと、いかに教員養成が行われようとしたのか 1947 (昭和 22) 年から 1956 (昭和 31) 年にかけての幼稚園教員の免許状の取得方法、新免許状への切り替え措置、免許状の種類、免許状の所有率についての大枠を確認することができた。また旧免許状から新免許状への移行のために行われた認定講習会の位置づけと実態を考察することができた。

(5) 新制大学成立後の教員養成の実態を明らかにした。特に教育職員免許法が改正された後の養成機関数及び教員の実態を中心に分析を行った。また、戦後の教員養成制度として、師範学校から学芸学部・教育学部への再編など戦前の教員養成との相違点についても考察を行った。

(6) 幼稚園教員養成については、1950 (昭和 25) 年度にお茶の水女子大学と奈良女子大学に 2 年課程が置かれ、他に 1 年課程の指定養成機関も設置された。教員養成学部への幼稚園教員養成課程の設置はこれらから相当遅れて 1966 (昭和 41) 年度から行われた。1950 年 10 月 3 日の教育刷新審議会第 33 回でも「現在において教員養成機関は、新しい制度の下に出発したばかりで、その内容が一般になおはなはだ貧弱であり、ことに中学校、高等学校のある学科及び幼稚園、特殊教育等の教員養成施設は、制度上も大きな不備がある」としている。このように当時の教員養成が混乱していた状況からみると、義務教育で

はない幼稚園教員養成が遅れることは否めない。しかし、新制度成立からかなり遅れて教員養成学部への幼稚園教員養成課程の設置ということは、その後の幼稚園教員の資質向上や免許状取得にも影響を及ぼしたものと考えられる。

教員養成の諸課題は現在でも多く、その上、義務教育でもない幼稚園の教員養成ともなれば、なおさら問題は多いと考える。実際、今日でも幼稚園教員免許状取得可能な機関の多くは 4 年制大学ではなく、短期大学や指定教員養成機関である。こうした現状を改善するためにも今の教員養成のあり方について議論がもたれることが必要であると考え

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

大岡 紀理子、新制度成立後の教員養成
早稲田大学大学院日本教育史研究会紀要、査読無、1 巻、2014 年、17-24

〔学会発表〕(計 2 件)

大岡 紀理子、現職幼稚園教員に対する再教育に関する一考察 戦後教育改革期の認定講習会を中心に
現代幼児教育研究会 (2012 年度)

大岡 紀理子、課程認定後の幼稚園教員養成に関する一考察、
現代幼児教育研究会 (2013 年度)

〔図書〕(計 0 件)

特になし

〔産業財産権〕
出願状況 (計 0 件)

特になし

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

特になし

名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

特になし

6．研究組織

(1)研究代表者
大岡 紀理子
研究者番号：40580709

(2)研究分担者
特になし ()

研究者番号：

(3)連携研究者
特になし ()

研究者番号：